

足場の組立て等の業務に係る 特別教育のご案内

青森労働局長登録教習機関
建設業労働災害防止協会 青森県支部
(略称：建災防)

1. 目的

足場からの墜落・転落災害防止対策について、平成27年3月に労働安全衛生規則の一部が改正され、平成27年7月1日から施行されました。

主な改正の内容としては、①足場の組立て等の作業に係る業務に就く者への特別教育の義務化 ②足場の組立て等の作業時の墜落防止措置等の強化 ③作業床の墜落防止措置の強化 ④元請等の点検義務強化などで、本教育修了者でなければ作業に従事できません。

当支部では、事業者に代わり本教育を実施いたしますので、この機会を逃さず有資格者の充足を図られますようご案内いたします。

2. 受講対象者

足場の組立て・解体又は変更の作業に係る業務に従事する者。

※下記に該当する者は、本教育の受講を省略することができます。

- ① 足場の組立て等作業主任者修了者
- ② 建築施工系とび科の訓練（普通職業訓練）を修了した者、居住システム系建築科又は居住システム系環境科の訓練（高度職業訓練）を修了した者等足場の組立て等作業主任者技能講習規程（昭和47年労働省告示第109号）第1条各号に掲げる者
- ③ とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者
- ④ とび科の職業訓練指導員免許を受けた者

3. カリキュラム※計6時間教育

- ① 足場及び作業の方法に関する知識（3時間）
- ② 工事用設備・機械・器具・作業環境等に関する知識（30分）
- ③ 労働災害の防止に関する知識（1.5時間）
- ④ 関係法令（1時間）

4. 申込方法等

- (1) 受講申込書（所定の申込書に必要事項を記入の上、捺印ください。）
- (2) 写真 1 枚（胸上タテ 3 cm×ヨコ 2.4 cm、1 年以内に撮影し無帽・無背景のもの。）
- (3) 受講料（前納制です。実施分会窓口へ持参、現金書留、お振込みにて納付下さい。）

【 窓 口 】 申込書に受講料を添えてお申込みください。

【 現金書留 】 申込書と受講料を同封の上、現金書留にてお送り下さい。

受講料は FAX にてお送りします。領収書につきましては
講習当日にお渡し致します。

※事前に領収書が必要な際は、返信用封筒（切手を添付したもの）
を同封の上お申込みください。

※お振込みでの納付をご希望の方は、事前に事務局までお問合せ下さい。

- (4) 1回あたりの受講定員は30名程度とし、4月12日（金）までにお申込み
ください。また、締切日以前であっても定員に達した場合は、受付を締切りま
すのでご了承ください。受講定員に満たない場合は中止になる事もございます。

5. 受講料

	受講時間	計	内 訳	
			受講料 (税込)	テキスト代 (税込)
会 員	6 時間	8,847 円	8,000 円	847 円
非会員		9,946 円	9,000 円	946 円

6. 開催日時及び会場

日 時：令和 6 年 4 月 1 9 日（金） 9：00～16：10

会 場：中弘南黒建設会館 3 階 「大会議室」（弘前市長坂町 14-1）

7. 修了証

本教育を修了された方には、「足場の組立て等特別教育修了証」を即日交付いたします。

